

令和5年 第2回臨時会

# 美 深 町 議 会 会 議 録

令和5年5月8日 開会

令和5年5月8日 閉会

美 深 町 議 会

令和5年第2回臨時会  
美深町議会会議録  
第1号（令和5年5月8日）

---

◎議事日程（第1号）

- 第 1 仮議席の指定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 選挙第1号 議長の選挙
- 第 4 会期の決定
- 第 5 選挙第2号 副議長の選挙
- 第 6 議席の指定
- 第 7 常任委員の選任
- 第 8 議長の常任委員辞任
- 第 9 議会運営委員の選任
- 第10 選挙第3号 上川北部消防事務組合議会議員の選挙
- 第11 選挙第4号 名寄地区衛生施設事務組合議会議員の選挙
- 第12 発議第4号 特別委員会の設置について
- 第13 同意第1号 監査委員の選任について
- 第14 承認第1号 閉会中の所管事務調査の申し出

◎出席議員（11名）

- |              |                |
|--------------|----------------|
| 1番 木下 広 悠 君  | 2番 望 月 清 貴 君   |
| 3番 中 瀬 亮 太 君 | 4番 名 取 明 美 君   |
| 5番 蠣 崎 一 生 君 | 6番 田 中 真 奈 美 君 |
| 7番 小 口 英 治 君 | 8番 藤 原 芳 幸 君   |
| 9番 和 田 健 君   | 10番 荒 川 賢 一 君  |
| 11番 南 和 博 君  |                |

◎欠席議員（0名）

出席説明員

◎美深町

町長	草野孝治君	副町長	今泉和司君
総務課長	川端秀司君	住民生活課長	桜木健一君
保健福祉課長	中江勝規君	農務課長	山崎義典君
建設水道課長	杉本力君	会計管理者	後藤裕幸君
総務グループ主幹	小林一仙君	企画グループ主幹	小野勇二君
生活環境グループ主幹	内山徹君	税務グループ主幹	中林秀文君
保健福祉グループ主幹	和田政則君	農業グループ主幹	前田直久君
建設林務グループ主幹	田畑尚寛君	水道住宅グループ主幹	町屋英雄君

◎教育委員会

教育長職務代理者	安喰俊博君	教育次長	大堀裕康君
教育グループ主幹	元岡友之君	教育グループ主幹	前田貴也君

◎農業委員会

農業委員会会長	藤本博君	事務局長	山崎義典君
---------	------	------	-------

◎監査委員事務局

代表監査委員	水本守君	事務局長	竹田哲君
--------	------	------	------

◎議会事務局

事務局長	竹田哲君	事務局副主幹	丹伊田和博君
------	------	--------	--------

開会 午前10時00分

◎開会宣言

○事務局長（竹田 哲君） おはようございます。事務局長の竹田です。本臨時会は一般選挙後、初めての議会であります。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっています。年長の荒川議員をご紹介します。議長席にお着きください。

○臨時議長（荒川賢一君） 只今、ご紹介されました、いつの間にか年長になりました荒川です。地方自治法第107条の規定により議長選挙が終わるまでの間、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくお願いを致します。

只今の出席議員は11人です。定足数に達しておりますので、これから令和5年第2回美深町議会臨時会を開会いたします。本日の会議を開催します。

---

◎日程第1 仮議席の指定

○臨時議長（荒川賢一君） 日程第1 仮議席の指定を行います。仮議席は只今着席の議席と致します。

---

◎日程第2 会議録署名議員の指名

○臨時議長（荒川賢一君） 次に、日程第2 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第120条の規定により臨時議長において木下君及び望月君を指名致します。

---

◎日程第3 選挙第1号 議長の選挙

○臨時議長（荒川賢一君） 次に、日程第3 選挙第1号 議長の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については地方自治法第118条第2項の規定によって指名推薦にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（荒川賢一君） 異議なしと認めます。従って選挙の方法は指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りを致します。指名の方法については臨時議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（荒川賢一君） 異議なしと認めます。従って臨時議長が指名することに決定

を致しました。議長に南君を指名します。

お諮りします。只今、臨時議長が指名しました南君を議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○臨時議長(荒川賢一君) 異議なしと認めます。只今、指名されました南君が議長に当選されました。只今、議長に当選されました南君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定により当選の告知を致します。議長に当選されました南君から就任のご挨拶を頂きます。

○議長(南 和博君) 只今、議員全員のご賛同の下、議長に指名をいただき、引き続き議長の重責を担うこととなりました。改めて身の引き締まる思いであります。議会と行政は車の両輪とありますが、美深町はスバルの町であります。町民、関係機関を含めた四輪駆動でまちづくりを進めていこうではありませんか。町長も新しく草野町長となりました。議会も全道で4番目に若い議会となりました。古きを訪ね新しきを知る温故知新の精神で地に足の着いた議論と3年余りのコロナ禍を払拭するアクティブな議会を目指して、この4年間の任期を、選挙戦を踏まえた町民の期待に応える議会とならなければなりません。議会と理事者が対立するのではなく、これからのまちづくりに共通認識を持ちながら笑顔溢れるまち美深実現のために建設的な議論の醸成に努める議会運営に努めていく所存であります。議員そして理事者職員のご協力をお願い申し上げまして、議長就任のご挨拶に代えます。よろしく願いいたします。

○臨時議長(荒川賢一君) これで臨時議長の職務は全て終了しました。ご協力ありがとうございました。南議長は、議長席にお着き願います。

---

#### ◎日程第4 会期の決定

○議長(南 和博君) それでは会議を再開します。日程第4 会期の決定を議題にします。お諮りします。本臨時会の会期は本日1日にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(南 和博君) 異議なしと認めます。従って会期は本日1日と決定しました。只今から暫時休憩します。議長から町議会会議規則第121条の規定により全員協議会を招集します。再開は概ね10時20分と致します。

---

休憩 午前10時07分

再開 午前10時16分

◎日程第5 選挙第2号 副議長の選挙

○議長（南 和博君） 休憩前に引き続き会議を開きます。次、日程第5 選挙第2号副議長の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については地方自治法第118条第2項の規定によって指名推薦にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 異議なしと認めます。従って選挙の方法は指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 異議なしと認めます。従って、議長が指名することに決定しました。それでは副議長に荒川君を指名します。

お諮りします。只今、議長が指名しました荒川君を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 異議なしと認めます。只今、指名しました荒川君が副議長に当選されました。只今、副議長に当選されました荒川君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。副議長に当選されました荒川君から就任のご挨拶を頂きます。

○副議長（荒川賢一君） ご挨拶を申し上げます。草野新町長が誕生し、職員の皆様が新しい体制となります。議会も新しい議員の方々が当選し、新体制を築くこととなります。先程、議長も述べられておりましたが、議長の職責を考えますと今まで以上の負担が懸念されます。少しでもサポートし、補佐ができればとの思いで手を挙げさせていただきました。新体制の下、職員の皆様と議員の皆様とコミュニケーションをとり、意思疎通を図りながら、ともに町民のため新たなまちづくりを目指すべきだと考えます。これからも皆様のご指導とご協力を切にお願い申し上げまして、言葉足りませんが就任の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（南 和博君） 只今から暫時休憩します。議長から町議会会議規則第121条の規定により全員協議会を招集します。再開は概ね10時25分といたします。

---

休憩 午前10時19分

再開 午前10時25分

---

◎日程第6 議席の指定

○議長（南 和博君） 休憩前に引き続き会議を開きます。日程第6 議席の指定を行います。議席は会議規則第4条第1項の規定により議長において指定します。氏名と議席番号を事務局長に朗読させます。

竹田局長。

○事務局長（竹田 哲君） 議席番号、氏名を申し上げます。1番 木下議員、2番 望月議員、3番 中瀬議員、4番 名取議員、5番 蠣崎議員、6番 田中議員、7番 小口議員、8番 藤原議員、9番 和田議員、10番 荒川議員、11番 南議員、以上です。

○議長（南 和博君） 只今、朗読した通り議席を指定します。

---

◎日程第7 常任委員の選任

○議長（南 和博君） 次、日程第7 常任委員の選任を行います。

お諮りします。常任委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、次のとおり指名したいと思います。総務住民常任委員に小口君、藤原君、名取君、田中君、望月君、木下君、南君。産業教育常任委員に荒川君、和田君、名取君、田中君、蠣崎君、中瀬君、以上のとおり指名することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 異議なしと認めます。従って、常任委員は只今指名したとおり選任することに決定しました。なお、この際、議長は公正指導の立場にあり、かつ運営上中立性を保持すべき立場です。また議長は地方自治法第105条の規定により委員会に出席し発言できることになっています。議長の職責上総務住民常任委員の辞任を申し出ます。従って日程第8は、私に関係する案件ですので、地方自治法第117条の規定により除斥ですので副議長に議長の職務を行って頂きます。

○副議長（荒川賢一君） 地方自治法第117条の規定により議長が除斥となりましたので、地方自治法第106条の規定により議長の職務を行います。

◎日程第8 議長の常任委員辞任

○副議長（荒川賢一君） 日程第8 議長の常任委員辞任の件を議題とします。総務住民常任委員に選任されました南議長から常任委員を辞任したいとの申し出があります。議長はその職責上、どの委員会にも出席する権限を有しているほか、可否同数の際の採決権など議長固有の権限を考慮する時、一個の委員会に委員として所属することは適当ではなく、また行政実例でも議長については辞任を認めているところでもありますので、総務住民常任委員を辞任したいとするものであります。辞任については許可することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（荒川賢一君） 異議なしと認めます。従って、議長の総務住民常任委員の辞任については許可することに決定をいたしました。議長を交代いたします。

○議長（南 和博君） 只今から暫時休憩します。休憩中に各常任委員会を招集しますので、各委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選を行ってください。再開は概ね10時40分と致します。

---

休憩 午前10時31分

再開 午前10時41分

---

○議長（南 和博君） 休憩前に引き続き会議を開きます。諸般の報告を致します。休憩中に各常任委員会が開かれ、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長のもとに届いておりますので報告いたします。総務住民常任委員会委員長に小口君、副委員長に名取君。産業教育常任委員会委員長に和田君、副委員長に田中君。以上のとおり互選されました旨の報告がありました。

---

◎日程第9 議会運営委員の選任

○議長（南 和博君） 次、日程第9 議会運営委員の選任を行います。

お諮りします。議会運営委員の選任は委員会条例第6条第1項の規定により小口君、藤原君、和田君、名取君、田中君を指名したいと思います。ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 異議なしと認めます。従って、只今指名したとおり議会運営委員に選任することに決定しました。これより暫時休憩いたします。休憩中に議会運営委員会を招集しますので、委員会を開催し委員長及び副委員長の互選を行ってください。再開は



概ね10時50分と致します。

---

休憩 午前10時43分

再開 午前10時51分

---

○議長（南 和博君） 休憩前に引き続き会議を開きます。諸般の報告を致します。休憩中に議会運営委員会が開かれ、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長のもとに届いておりますので、報告いたします。議会運営委員会委員長に藤原君、副委員長に和田君。以上のとおり互選された旨の報告がありました。

---

◎日程第10 選挙第3号 上川北部消防事務組合議会議員の選挙

○議長（南 和博君） 次、日程第10 選挙第3号 上川北部消防事務組合議会議員2名の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法は地方自治法第118条第2項の規定により指名推薦にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 異議なしと認めます。従って、選挙の方法は指名推薦で行うことで決定しました。

お諮りします。指名の方法については議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 異議なしと認めます。従って議長が指名することに決定しました。上川北部消防事務組合議会議員に和田君、田中君を指名します。

お諮りします。只今、議長が指名した和田君、田中君を当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 異議なしと認めます。従って、只今指名しました和田君、田中君が上川北部消防事務組合議会議員に当選されました。只今、当選されたお2人が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。

---

◎日程第11 選挙第4号 名寄地区衛生施設事務組合議会議員の選挙

○議長（南 和博君） 次、日程第11 選挙第4号 名寄地区衛生施設事務組合議会議

員2名の選挙を行います。

お諮りします。本件も選挙の方法は指名推薦にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(南 和博君) 異議なしと認めます。従って選挙の方法は指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(南 和博君) 異議なしと認めます。従って議長が指名することに決定しました。名寄地区衛生施設事務組合議会議員に小口君、藤原君を指名します。

お諮りします。只今、議長が指名した小口君、藤原君を当選人とすることにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(南 和博君) 異議なしと認めます。従って、只今指名しました小口君、藤原君が名寄地区衛生施設事務組合議会議員に当選されました。只今、当選されたお2人が議場におられますので会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。以上で議会構成に関する案件が終了いたしました。ここでこの度の町長選挙におきまして当選されました草野町長から町政の推進に当たり発言を求められておりますので、これを許します。

草野町長。

○町長(草野孝治君) 改めましてこんにちは。第10代の美深町長に就任いたしました草野孝治でございます。どうぞよろしく願いいたします。令和5年第2回美深町議会臨時会は私にとりまして町長に就任してはじめての町議会となります。町長就任のご挨拶の時間をいただき感謝申し上げます。今後4年間、美深町政の舵取りを担うこととなりますが、4月28日の初登庁以来、その職責の重さを改めて痛感しており身の引き締まる思いでございます。新型コロナウイルス感染症の位置づけが今日から季節性インフルエンザと同じ5類に引き下げられ社会は脱コロナへと動き出しました。第9波へ警戒すべきとの専門家のご意見もありますが、3年以上に及んだコロナ禍を何とか乗り越えここまで来ました。今まさに時代が大きく変化している中、人口減少と少子高齢化の進展を背景に、私たちのふるさと美深もある意味大きな転換期を迎えております。明治32年5月、開拓の鍬がおろされ125年あまり。そして令和5年度は美深村から美深町に改称となり、町政施行100周年の節目の年度となります。この間、町政の運営にご尽力をいただきました歴代の町長や議会議員各位、今日の礎を築かれた各界、各方面に渡る諸先輩の方々、多く

の町民の皆さんのご努力とご労苦に対し、心から敬意と感謝を申し上げます。先人が築き上げてきたふるさと美深町をしっかりと未来へ、次の世代へと繋げていくため知恵を絞って全力を尽くして参る所存でございます。厳しい財政事情にあっても第6次美深町総合計画、未来へ続く笑顔あふれるまち美深を着実に推進し、誰もが誇りに思えるまちを皆さんとともに作り上げていくことをお誓い申し上げます。議員の皆様方におかれましては、先般の統一地方選挙におきまして、激戦の中から当選の栄を得られました。心からお喜びを申し上げます。また本日、南 和博議長、荒川賢一副議長が就任され、新しい議会構成も決定いたしました。議員各位の益々のご活躍を心からご祈念申し上げますところでは、議会と執行機関、立場の違いはございますけれども、議員の皆さんも、私どもと目的とするところは同じかと思えます。美深町民の幸せのため、町民の声を真摯にお聞きし、議会の皆様とご相談申し上げながら責任を果たして参りたいと思っております。どうか議員各位におかれましては、私に至らぬ点がありましたらご指導いただき、今後の町政運営に対しましてご理解とご協力を賜りますよう、心からよろしくお願い申し上げます、町長就任にあたってのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（南 和博君） 只今から暫時休憩します。議長から議会運営委員会を招集しますので委員会室にお集まりください。再開は概ね11時10分と致します。

---

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

---

○議長（南 和博君） 休憩前に引き続き会議を再開します。諸般の報告をいたします。休憩中に議会運営委員会が開かれ議会側から追加議案が提出されております。追加議案は、承認第1号 閉会中の所管事務調査の申し出の1件であります。

お諮りします。追加議案は日程に追加し、承認第1号 閉会中の所管事務調査の申し出を追加、日程第14とし議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 異議なしと認めます。従って、承認第1号 閉会中の所管事務調査の申し出を日程第14として議題とすることに決定しました。

---

◎日程第12 発議第4号 特別委員会の設置について

○議長（南 和博君） 次、日程第12 発議第4号 特別委員会の設置についてを議題とします。本件の提出者は、藤原議員、賛成者は田中、望月、蠣崎、中瀬、木下各議員で

あります。この際、提出者の藤原議員から本件の提案説明を頂きます。

8番 藤原君。

○8番（藤原芳幸君） 発議第4号 特別委員会の設置についての提案説明を行います。本件の提出者は私、藤原、賛成者は田中、望月、蠣崎、中瀬、木下の各議員となります。本件は地方自治法第115条第1項 議事の公開の原則により美深町議会広報の編集、発行及び議会の公開と広報誌の果たす役割の調査並びに町民との懇談会等による広聴活動を行うことを目的として地方自治法第110条及び委員会条例第5条に基づき設置するものであります。特別委員会の名称は令和5年度 議会広報特別委員会。委員の構成は6名で議会の閉会中も活動ができるものとし、設置期間は調査終了までとするものであります。議員各位のご賛同を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げ提案の説明と致します。

○議長（南 和博君） 只今、提出者の藤原議員から説明がありました令和5年度 議会広報特別委員会の設置は6人の委員構成により議会の閉会中も活動できる特別委員会を設置しようとするものであります。本件について質疑を行います。質疑ありませんか。質疑がなければ討論を省略しお諮りします。本議会に提出者の説明のとおり特別委員会を設置することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 異議なしと認めます。従って発議第4号 特別委員会の設置については原案のとおり可決決定されました。本特別委員会の委員選任につきましては、委員会条例第6条第1項の規定により議長から指名いたします。藤原君、田中君、望月君、蠣崎君、中瀬君、木下君以上6人の方を指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 異議なしと認めます。従って、本特別委員会の委員は只今申し上げました6人の方に決定しました。

---

◎日程第13 同意第1号 監査委員の選任について

○議長（南 和博君） 次、日程第13 同意第1号 監査委員の選任についてを議題とします。本件は、望月議員に関することですので、地方自治法第117条の規定により除斥の対象となりますので退場願います。

（望月議員 退場）

○議長（南 和博君） 同意第1号について提出者の説明を求めます。

草野町長。

○町長（草野孝治君） 同意第1号 監査委員の選任について提案説明を申し上げます。

監査委員は地方公共団体の財務に関する事務の執行や経営に関する事業の管理を監査するため、本町においては2名の監査委員を選任しているところであります。この度、議会議員の任期満了により欠員となっている議会から選任する監査委員として望月清貴氏を選任いたしたくご提案を申し上げる次第であります。望月氏は、昭和37年8月16日生まれの現在60歳であります。昭和60年に北星学園大学を卒業後、美深町職員に採用となり、この間、福祉・医療や介護のほか、教育に関して高い識見を持ち、特に福祉行政の推進に手腕を発揮されるなど幅広く行政経験を積まれ、保健福祉課長、教育次長、議会事務局長を歴任。この3月に38年間の町職員生活を終え定年退職しております。地方自治体を取り巻く行財政環境が一層厳しさを増す中で、望月氏には公正、不偏の立場で監査にあたっていただける適任者であると考えましてご提案申し上げるものであります。満場のご同意をいただきますようどうかお願い申し上げます。

○議長（南 和博君） 説明が終わりましたので、これから同意第1号に関し質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。討論はこれを行いません。これから採決を行います。採決は起立をもって行います。同意第1号 監査委員の選任について。本案に同意することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（南 和博君） 全員起立です。従って、同意第1号 監査委員の選任については同意と決定しました。

（望月議員 入場）

○議長（南 和博君） 望月君に申し上げます。只今、町長からあなたを議会選出の監査委員として提案され議会がこれに同意いたしました。ここで一言ご挨拶をいただきます。

○2番（望月清貴君） 只今、草野町長より監査委員選任のご提案をいただき議員の皆様のご同意の議決をいただきました。地方自治法をはじめとします法令に基づき、公正、不偏の態度で職務に専念して参りたいと存じます。議員の皆様、職員の皆様のご指導賜りますようどうかよろしくお願い申し上げます。

---

◎日程第14 承認第1号 閉会中の所管事務調査の申し出

○議長（南 和博君） 次、日程第14 承認第1号 閉会中の所管事務調査の申し出があります。議会運営委員会からお手元に配布の調査事項につきまして閉会中の所管事務調査の申し出です。本件申し出の通り承認したいと思いますが、そのように決定してご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 異議なしと認めます。従って議会運営委員会から閉会中の所管事務調査の申し出は承認と決定しました。

以上で、本臨時会に付議された案件は全て終了しました。これで令和5年 第2回美深町議会臨時会を閉会致します。大変お疲れ様でした。

閉会 午前11時22分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 南 和 博

署名議員 木 下 広 悠

署名議員 望 月 清 貴